

合同納骨塚について（住民アンケートの実施に向けて）

■令和元年度実施内容(振り返り)

【実施目的】

所有者の町内の霊園及び共同墓地の管理状況等について把握するとともに、現在検討を進めている合同納骨塚の設置可否について調査を行うもの。

【対象者】

町内の霊園及び共同墓地を使用している方 1, 168名
（使用している方が亡くなっている場合はその家族・親族）

【結果等】

町の政策の考えや方向性等を示す芽室町総合計画の前期・後期それぞれの計画策定期に合わせて調査を実施し、設置可否を判断するものとした。

<理由>

（1）アンケート調査結果から

アンケート調査の結果において、調査対象とした霊園・共同墓地利用者からは、早急な合同納骨塚設置の希望はなく、記述意見においても、数十年先の将来に向けて設置可否を検討することが適当である旨の声が寄せられるなど、今後も調査を継続する必要性はあるものの、現時点においては設置を検討する必要はないものと判断する。

（2）霊園管理等の状況から

現時点において、改葬や墓地返還等の依頼はあるものの、管理できないことを理由に無縁仏等になる事案はなく、また、町民等から直接的に合同納骨塚の設置を求める声を聴くことはないことから、現時点において必要性は低いものと判断する。

■厚生文教常任委員会からの意見(令和2年1月13日 第17回委員会)

○霊園や共同墓地を使用している方をアンケートの調査対象にした場合、回答が限定的になる。合同納骨塚は、霊園や納骨堂などを持たない方の需要が大きいと考えることから、対象者を改めるべきである（全戸または無作為抽出による調査）。

■アンケート実施方法(案)

●対象範囲

町内在住の20代以上の世帯 700世帯
【内訳】20代～80代以上 100世帯（7区分×100世帯）

●聴取する項目（設問内容）

- ・現在のお骨の管理状況（管理しているか否か、どこに納骨しているか）
- ・お骨の管理上の問題・課題など
- ・合同納骨塚の必要性（合葬することへの抵抗感、合葬墓のニーズなど）
- ・必要とする期限（必要とする場合、必要になるのはいつか）

●得たい内容

- ・現在および将来においてお骨の管理上、問題が生じるか。
- ・問題が生じる場合、合同納骨塚の選択肢はあるか。
- ・ある場合、この先いつごろにニーズが多くなるか。

<参考> 令和元年度 アンケート項目内容

問1 現在、お墓はどなたが実質的に管理をしていますか。

問2 現在、お墓を管理する上で、不安や心配なことは何ですか。

問3 不安や心配を解消するために、考えていることなどはありますか。

<墓じまいをする方、したいと考えている方へお尋ねします>

問4 お墓を返還した後、どこに移す予定（移したいとお考え）ですか。

<以下、皆さんにお尋ねします>

問5 あなたやあなたの家族が亡くなった後、どのような場所に納骨を希望しますか。

問6 もし、芽室町が合同納骨塚（合葬墓）を建設した場合、あなた（又はあなたの家族）は利用しますか。

<合同納骨塚（合葬墓）利用すると回答した方にお尋ねします>

問7 利用する場合、いつごろまでに利用したいとお考えですか。

合同納骨塚(合葬墓)とは

合同納骨塚(合葬墓)とは、ひとつのお墓に複数の焼骨を納める合葬式のお墓のことをいいます。「お墓を引き継ぐ人がいない」「お墓や納骨堂の管理ができない」「お墓を立てるのが難しい」など、さまざまな理由でお骨の管理に困っている方などが利用するものです。

■合同納骨塚(合葬墓)の形態・合葬方法

合同納骨塚(合葬墓)は、宗教・宗派に関係なく利用することができるものですが、焼骨を骨箱などから出して直接埋葬を行います。

他の方々と同じお墓に焼骨を納めることから、一度納骨をしてしまうと取り出すことはできない構造となっているため、焼骨の返還はできないこととなります。

合同納骨塚や合葬墓など、自治体によって名称はさまざまですが、納骨の方法は基本的には同じです。

なお、自治体によっては亡くなられた方のお名前を掲示する「記名板」を設置しているところもあります。

■使用料等

納骨の際に使用料がかかる自治体がほとんどです(使用料は1体あたり数万円程度)。

また、記名板がある自治体では、納骨の際の使用料のほか、記名板への名前入れ・設置にかかる費用を負担していただいています。

■その他

すでに合同納骨塚(合葬墓)を設置している自治体では、自治体内に住所・本籍を有する方など、その自治体に縁がある方が、使用することができる要件となっています。

資料1-2

問5 もし、芽室町が合同納骨塚（合葬墓）を設置する場合、あなた（又はあなたの家族）は利用しますか。

- (1) 利用する（その理由：) → 問6へ
(2) 利用しない（その理由：) → 問7へ

<合同納骨塚（合葬墓）利用すると回答した方にお尋ねします>

問6 利用する場合、いつごろまでに利用したいとお考えですか。

- (1) 3年以内 (2) 5年以内 (3) 10年以内 (4) 10年以上

※未定の場合は、10年以上を選択してください。

問7 霊園や合同納骨塚（合葬墓）のあり方について、御意見等があれば記載してください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

●月●日(●)までに同封の返信封筒で郵送くださいますようお願いいたします。

■お問い合わせ・送付先

芽室町環境土木課生活環境係 TEL 0155-62-9726(内線 414・416)
FAX 0155-62-4599
Mail j-kankyous@memuro.net